

第116回

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月23日(金曜日) 午前10時
(受付開始予定: 午前9時)

場所

東京都中央区八重洲一丁目2番16号
TGビル別館6F ホール6A
(末尾の〈会場のご案内〉をご参照ください。)

目次

■ 第116回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	21
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	27
■ 株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	

株式会社 NIPPO

証券コード：1881

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目2番16号
株式会社 NIPPO
代表取締役社長 岩 田 裕 美

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目2番16号 T Gビル別館6 F ホール6 A
（末尾の〈会場のご案内〉をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 連結計算書類のうち連結注記表および計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippo-c.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集ご通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査しております。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

1. 企業集団の現況に関する事項

一連の独占禁止法違反事件につきまして、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社としましては、かかる事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、皆様からの信頼回復に全力を挙げて努めてまいり所存であります。

(1) 事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果等により、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、先行きは不透明な状況にありました。

建設業界におきましては、設備投資は持ち直しの動きが見られ、公共投資も底堅く推移したものの、労務需給や原材料価格等の動向に注意を要するなど、引き続き厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社および当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、各社が有する技術の優位性を活かした受注活動やアスファルト合材などの製品販売の強化に努めてまいりました。

当期における当社グループの連結業績は次のとおりです。

受注高は、4,101億35百万円と前期に比べ3.4%の減少、売上高は、3,936億14百万円と前期に比べて3.4%の減少となりました。

利益につきましては、経常利益は457億99百万円と前期に比べて8.8%の増加、また、親会社株主に帰属する当期純利益は285億18百万円と前期に比べて8.7%の増加となりました。

当社グループの主要事業の概況は以下のとおりです。

<建設事業>

受注工事高は、3,174億98百万円と前期に比べて2.8%の減少、完成工事高は3,007億3百万円と前期に比べて2.1%の減少となりました。

(舗装土木事業)

受注工事高は、2,412億17百万円と前期に比べて5.8%の減少、完成工事高は2,358億83百万円と前期に比べて3.4%の増加となりました。

(建築事業)

受注工事高は、762億81百万円と前期に比べて8.3%の増加、完成工事高は648億19百万円と前期に比べて17.9%の減少となりました。

また、主な当期中の完成工事および当期末における未成工事は、次のとおりです。

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北海道開発局	新千歳空港 A滑走路南側舗装老朽化対策工事	北海道
首都高速道路株式会社	(修) 舗装改修工事1-201	東京都
JXエネルギー株式会社	横浜綱島水素ステーション設置工事(設計・施工)	神奈川県
神奈川県内広域水道企業団	小雀調整池耐震補強工事	神奈川県
国土交通省 北陸地方整備局	国道289号5号橋梁下部工事	新潟県
大阪府	主要地方道 伏見柳谷高槻線 高槻東道路 (成合工区) 道路改良工事その1	大阪府
国土交通省 四国地方整備局	高松空港滑走路改良工事	香川県
西日本高速道路株式会社 中国支社	広島呉道路 仁保IC～呉IC間舗装補修工事	広島県
西日本高速道路株式会社 九州支社	九州自動車道 久留米高速道路事務所管内舗装補修工事	福岡県・佐賀県・大分県
国土交通省 九州地方整備局	長崎空港誘導路(P2)改良工事	長崎県

主要未成工事

発注者	工事名	工事場所
JXエネルギー株式会社	DDセルフ築館インター店 新設工事(土建工事他)	宮城県
東京電設サービス株式会社	いわき太陽光発電所建設工事 (その1)	福島県
首都高速道路株式会社	(修) 上部工補強工事 (鋼床版) 3-202	神奈川県
中日本高速道路株式会社 金沢支社	北陸自動車道 富山管内舗装補修工事 (平成27年度)	富山県・岐阜県
国土交通省 中部地方整備局	平成28年度 三遠南信龍江上城舗装工事	長野県
国土交通省 近畿地方整備局	国道25号名阪国道他舗装修繕他工事	奈良県
西日本高速道路株式会社 関西支社	新名神高速道路 神戸舗装工事	兵庫県
阪神高速道路株式会社	舗装補修工事 (27-6-湾岸)	兵庫県
西日本高速道路株式会社 四国支社	高松自動車道 引田IC～三島川之江IC間舗装補修工事	香川県・愛媛県・徳島県
西日本高速道路株式会社 中国支社	山陽自動車道 備前IC～笠岡IC間舗装補修工事	岡山県

<製造・販売事業>

アスファルト合材およびその他の製品販売の売上高は、601億51百万円となり、前期に比べて8.1%の減少となりました。

<開発事業およびその他の事業>

開発事業およびその他の事業（主に建設コンサルタント事業）の売上高は、それぞれ212億14百万円、115億46百万円となり、前期に比べてそれぞれ4.3%の減少、8.9%の減少となりました。

なお、開発事業におきましては、当社および神鋼不動産株式会社（神戸市中央区）が販売を計画するル・サンク小石川後楽園事業につきまして、この事業の計画建物に関する建築確認処分が東京都建築審査会の裁決により取り消されたため、これを不服とし、東京都を被告として、平成28年5月10日に、建築確認処分を取り消した裁決の取消請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。この訴訟は、平成29年3月31日現在、継続中です。

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は193億円であり、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、自己資金の一部を充当いたしました。

- ・製品製造設備用地の取得
- ・製品製造設備の新設および更新
- ・事業用建物等の新設および更新
- ・施工機械等の増強および更新

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第113期 平成25年度	第114期 平成26年度	第115期 平成27年度	当 期 平成28年度
受 注 高 (百万円)	419,016	404,921	424,748	410,135
売 上 高 (百万円)	431,638	396,948	407,433	393,614
経 常 利 益 (百万円)	36,048	36,604	42,113	45,799
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,786	22,437	26,224	28,518
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	182.89	188.37	220.18	239.46
総 資 産 (百万円)	440,464	469,454	472,492	496,182
純 資 産 (百万円)	223,010	250,913	267,638	294,944
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,838.14	2,069.43	2,201.99	2,422.42

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、J Xホールディングス株式会社で、同社は、当社の株式を67,890千株（議決権比率57.17%）所有しております。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
大 日 本 土 木 株 式 会 社	2,000	78.5	土木・建築工事の請負
長 谷 川 体 育 施 設 株 式 会 社	100	81.3	スポーツ施設工事等の請負
日 舗 建 設 株 式 会 社	50	100.0	土木・建築工事の請負

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 独占禁止法違反事件について

当社は、前期までに、東日本高速道路株式会社東北支社および関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受け、このうち、東北支社発注工事に関しては、同法違反の容疑により、当社および当社関係者が東京地方検察庁から起訴されました。

当期におけるこれらの事件のその後の経過に関しては、東北支社の事件については、平成28年9月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けるとともに、刑事罰として罰金刑および当社関係者に対する懲役刑(執行猶予付き)が確定しており、関東支社の事件についても、同月に公正取引委員会から排除措置命令を受けております。また、これら一連の違反行為に関連し、当社は、国土交通省から建設業法に基づく営業停止処分を受け、平成28年12月2日から平成29年2月14日までの75日間、全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものについて営業を停止いたしました。

当社といたしましては、このような事態を深刻に受け止めて深く反省するとともに、独占禁止法違反行為を再び繰り返すことのないよう、平成28年3月30日、次の事項を柱とする再発防止策の実行を決定・公表し、当期中、これに基づく諸施策を順次進めてまいりました。

- ・コンプライアンス体制の改革
- ・適正な受注活動を確保するための施策
- ・組織・人事的対応

そのような中、平成28年8月に東京都、東京港埠頭株式会社もしくは成田国際空港株式会社が発注する舗装工事または国土交通省が発注する東京国際空港に係る舗装工事に関し、平成28年9月には神戸市およびその周辺地域におけるアスファルト合材の販売価格引き上げに関し、また、平成29年2月には全国におけるアスファルト合材の販売価格引き上げに関し、いずれについても独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会による立入検査を受け、現在も調査が継続しております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続かなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されますが、世界経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、景気を下押しするリスクとして懸念されています。

建設業界におきましては、企業収益改善による民間設備投資の増加が期待され、公共投資の先行きも補正予算による押し上げ効果が見込まれておりますが、企業間の熾烈な受注競争のもと、業界を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような環境の中、当社グループは、技術と経営に優れた企業集団として技術力の向上、営業力の強化、原材料価格への適切な対応に努めるほか、生産性の向上とコスト削減を確実に進め、競争力の強化に取り組んでまいります。そして、舗装工事、土木工事、製品販売における収益基盤の一層の確立を進めるとともに、建築、開発、海外事業等の事業収益の安定化に努めてまいります。

また、昨年8月以降に公正取引委員会による立入検査が行われた一連の独占禁止法違反事件に関しましては、継続中の調査に引き続き全面的に協力していくとともに、深い反省と違法行為は二度と繰り返さないとの強い決意の下、独占禁止法をはじめとする各法令遵守のため、今後とも引き続き、再発防止策を着実に実行し、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは建設業法に基づく国土交通大臣許可を受けた建設業、およびこれに関連する事業を行っています。

その主な事業内容は、次のとおりです。

- ① 道路工事、舗装工事、水道施設工事、浚渫工事、その他土木工事および建築工事の請負およびこれに関する企画、調査、設計および監理並びにこれらのコンサルタント業務
- ② 建設機械器具および建設工事材料製造施設の設計、製作、販売および賃貸並びにこれらのコンサルタント業務
- ③ 不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理並びに観光、スポーツ、遊戯、飲食等の各施設の経営および賃貸並びにこれらに関する企画、調査、およびコンサルタント業務
- ④ 砂利、砂、土石、スラグ、その他各種工事材料等の採取、製造、加工および売買並びにこれらのコンサルタント業務
- ⑤ 石油・石炭・ガス・化学プラントの企画、設計、建設および監理ならびに熱・電気供給設備等の企画、設計開発、建設および販売
- ⑥ 土地の環境影響の調査計画立案、調査・分析、コンサルタント並びに浄化工事に関する検査および請負業務
- ⑦ 産業廃棄物の処理および製品の売買
- ⑧ 自動車の販売および賃貸
- ⑨ 公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
- ⑩ 有料道路の保有、経営、管理、維持

(7) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社 東京都中央区八重洲一丁目2番16号

支店 北海道支店（札幌市豊平区） 東北支店（仙台市青葉区）

関東第一支店（東京都新宿区） 関東第二支店（東京都品川区）

北信越支店（新潟市中央区） 中部支店（名古屋市中区）

関西支店（大阪市中央区） 四国支店（高松市）

中国支店（広島市南区） 九州支店（福岡市中央区）

関東建築支店（東京都品川区）

② 当社の主要な工場および施設

合材工場（戸田市、さいたま市西区、横浜市磯子区）

総合技術センター・技術研究所（さいたま市西区）

③ 主要な子会社の事業所

大日本土木株式会社（岐阜市）

長谷川体育施設株式会社（東京都世田谷区）

日舗建設株式会社（東京都世田谷区）

(8) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数
舗 装 土 木 事 業	2,933名 (927名)
建 築 事 業	466名 (109名)
製 造 ・ 販 売 事 業	719名 (492名)
開 発 事 業	41名 (-名)
そ の 他 の 事 業	141名 (12名)
全 社 (共 通)	358名 (495名)
合 計	4,658名 (2,035名)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,525 (1,584) 名	△123 (△311) 名	43歳4ヶ月	17年10ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

特に記載すべき事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

なお、子会社の状況に関しましては、「第116回定時株主総会招集ご通知に関するインターネット開示事項 連結注記表 個別注記表（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）」において、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,401,836株
- ③ 株主数 4,043名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
J Xホールディングス株式会社	67,890千株	57.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,368	5.34
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,502	3.78
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエス タックス イグゼンテッド ペンション ファンズ	2,726	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,461	2.06
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	1,602	1.34
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,510	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,154	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	957	0.80
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク アカウント	945	0.79

（注） 持株比率は自己株式（306,789株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	水 島 和 紀	
代表取締役社長	岩 田 裕 美	執行役員社長
代 表 取 締 役	高 橋 章 次	執行役員副社長 営業第二本部長 PFI推進部 管掌
代 表 取 締 役	吉 川 芳 和	常務執行役員 技術本部長、建築事業本部長、開発事業本部長、 環境安全・品質保証部、海外支店 管掌
取 締 役	馬 場 義 雄	常務執行役員 舗装事業本部長、購買室 管掌
取 締 役	宮 崎 匡 弘	常務執行役員 営業第一本部長
取 締 役	橋 本 祐 司	常務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌
取 締 役	木 村 康	JXホールディングス株式会社 代表取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長
取 締 役	木 村 孟	
常勤監査役	傍 田 明 夫	
常勤監査役	吉 田 泰 磨	
常勤監査役	吉 村 泰次郎	
監 査 役	石 田 祐 幸	

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は、以下のとおりです。

(昇任)

代表取締役 高 橋 章 次 (平成28年6月24日就任)

代表取締役 吉 川 芳 和 (平成28年6月24日就任)

(退任)

代表取締役 山 縣 由起夫 (平成28年6月24日任期満了により退任)

代表取締役 横 山 茂 (平成28年6月24日任期満了により退任)

取締役 石 川 公 一 (平成28年6月24日任期満了により退任)

取締役 寺 分 純 一 (平成28年6月24日任期満了により退任)

監査役 関 俊 朗 (平成28年6月24日辞任により退任)

(新任)

取締役 馬 場 義 雄 (平成28年6月24日就任)

取締役 宮 崎 匡 弘 (平成28年6月24日就任)

取締役 橋 本 祐 司 (平成28年6月24日就任)

常勤監査役 吉 村 泰次郎 (平成28年6月24日就任)

2. 取締役木村孟氏は、法令に定める社外取締役です。
3. 常勤監査役吉田泰麿氏および監査役石田祐幸氏は、法令に定める社外監査役です。
4. 取締役木村孟氏および監査役石田祐幸氏は、東京証券取引所、札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ています。
5. 取締役木村孟氏は、土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また、同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社経営に対して指導・助言を行い、客観的かつ公平な立場で経営の監督を行うための相当程度の知見を有しています。
6. 常勤監査役傍田明夫氏は、当社の経理部長、内部統制部長を経験し、常勤監査役吉村泰次郎氏は、当社の経理部長を経験し、常勤監査役吉田泰麿氏は、日本石油株式会社（当時）入社以来経理部門および内部統制部門を担当しており、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
また、監査役石田祐幸氏は、参議院総務および財政金融委員会の調査室長を経験し、豊富な専門知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための相当程度の知見を有しています。

② 責任限定契約の概要

取締役木村康氏および木村孟氏、常勤監査役傍田明夫氏、吉田泰麿氏、吉村泰次郎氏、監査役石田祐幸氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (1)	343百万円 (9)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (2)	76 (30)
合 計	18	420

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役4名、監査役1名に対する支給額を含んでいます。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額550百万円以内と決議いただいています。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいています。
 4. 支給額には、平成29年6月23日に支給予定の当該事業年度に係る役員賞与が含まれています。

取締役	8名	80百万円（うち社外取締役一名一百万円）
監査役	4名	16百万円（うち社外監査役2名6百万円）

④ 社外役員に関する事項

a.社外取締役の取締役会への出席の状況

- ・取締役木村孟氏は、当期に開催された13回の取締役会について、10回出席しました。

b.社外取締役のその他の活動状況

- ・取締役木村孟氏は、取締役会付議事項およびその他の稟議事項のすべてにおいて、事前に企画部長から説明を受け、中長期的な企業価値の向上の観点から、経営の方針や具体的な事案について、担当役員へ意見を述べました。
- ・当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は平成27年6月の取締役就任時まで当該事実を認識しておりませんでした。就任後は法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

c.社外監査役の取締役会および監査役会への出席の状況

- ・常勤監査役吉田泰磨氏および監査役石田祐幸氏は、当期に開催された13回の取締役会、および32回の監査役会について、すべてに出席しました。

d.社外監査役の取締役会および監査役会における発言の状況

- ・社外監査役の両氏は、取締役会において、会社業務の適正を確保するため、客観的かつ公正な立場から内部統制システムの整備・運用、その他経営全般に係わる諸問題について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。
- ・社外監査役の両氏は、監査役会において、取締役および使用人の職務の執行状況等について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。

e.社外監査役のその他の活動状況

- ・社外監査役を含む監査役は、定期的に、代表取締役との間で当社の中長期的な経営方針ならびにその他の経営全般に係わる諸問題について意見交換を行い、なお一層の健全な経営に向けて活動しました。
- ・当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、社外監査役の両氏は違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。違反行為の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止に向けた取り組みの提言を行うなど、その職責を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、監査項目別・階層別監査時間の計画と実績および報酬額の推移、ならびに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人監査の対象となる当社の子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっています。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制支援業務」を委託しています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査体制、会計監査人としての独立性および専門性などの点において再任が不適当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の概要

a. 処分対象者

- ・ 新日本有限責任監査法人

b. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)
※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
(平成28年1月22日付で21億1,100万円の課徴金納付命令を決定)

c. 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(5) 業務の適正を確保するための体制

＜業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方およびその整備状況＞

当社の会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）および反社会的勢力排除に向けた体制の整備についての決議の内容は、次の通りです。

毎年度取締役会による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、継続的に改善を図っております。

(平成27年5月21日取締役会決議)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次の企業理念と行動指針を定め、全ての役員および従業員は、この企業理念に基づいて日常の業務を遂行する。

＜企業理念＞

わたしたちは
確かなものづくりを通して
豊かな社会の実現に貢献します

＜行動指針＞

信頼を築く
技を磨き、伝える
夢をいだき、挑戦する

当社は、この企業理念、行動指針とともに企業行動規範を制定し、社会的責任を確実に果たすためN I P P O・C S R委員会を設置し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指す。併せて、C S R経営を確実に遂行するために、業務の適正を確保する体制の整備を進め、次に記載のとおり内部統制システムを構築する。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役は、法令、定款、当社の企業理念および行動指針を遵守し、企業行動規範およびコンプライアンスに関する規程に基づき、職務を執行する。必要に応じ、コンプライアンス体制にかかる規程を整備する。
- イ. C S R第一委員会は、当社のコンプライアンス活動について、N I P P O・C S R委員会を通じて社長へ定期的に報告し、社長はその諮問に基づき、常に法令遵守の徹底を推進する。
- ウ. 取締役会については、招集等の手続きならびに決議事項および報告事項の付議基準を定めた「取締役会規則」により、その適正な運営および審議の充実を図る。
- エ. 監査役は、常に取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するほか、適宜、取締役および関係者から報告を受け、決裁書類等の検証を行う。
- オ. 財務報告の適法性と適正性を確保するための内部統制の仕組みを整える。
- カ. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期する。
- キ. 企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書取扱規程および規程類管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- イ. 取締役および監査役は、上記文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。
- ウ. 取締役は、会社法等の法令および金融証券取引所の適時開示規則等に基づき、事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行い、I R活動に努める。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 損失の危険は、権限規程および関係諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備する。
 - イ. 全社のリスク管理は、社長が統括する。
 - ウ. 資産整備については資産整備計画を審査し、特に、大型の設備投資については、投資価値を厳密に検証するとともに、予想されるリスクの識別・分析を適切に行い、投資規模に応じて取締役会・常務会の審議・決議等を経て実施する。
 - エ. 工事施工における確かなものづくりを推進するため、工事の施工および品質管理の徹底を図る。
 - オ. 「非常災害対策規程」を制定し、地震等の非常時災害に備え、従業員等の安全確保と地域および得意先に対する救援、復興活動による社会的責任を果たす。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業の推進と改善を迅速に進める。
また、本社機構に管掌役員制を執ることにより、多様化する経営課題に対して迅速かつ機動的な意思決定を図る。
 - イ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ウ. 執行役員等で構成される常務会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 企業理念、行動指針、企業行動規範の制定により、企業活動の根本理念を明確にするるとともに企業行動のガイドラインとし、社長が繰り返しその精神を従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の最優先とすることを徹底する。
 - イ. CSR第一委員会は、定期的に遵法状況点検を実施し、日常的な職務が法令および定款に適合していることを確認する。
 - ウ. 企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整える。
 - エ. 環境安全・品質保証部は、内部統制の充実を図るため、内部監査を通じて業務の執行を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告する。
 - オ. 従業員に対しては、さまざまな機会を利用してコンプライアンスの徹底に関する教育を行っており、今後さらにコンプライアンスに基づく適正な業務運営と業績向上の課題達成を目的とした研修を実施する。
 - カ. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期する。
 - キ. 内部統制部は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の規程類を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を整える。
 - ク. 内部統制部等の所管部は、必要に応じて外部専門家の協力を得て、不正行為の発生防止に向けた体制を整備する。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 親会社および当社のグループCSR組織の活動を通じて、企業集団におけるコンプライアンスをはじめとするCSR体制の確保を図る。
 - イ. 社長をはじめとする当社の取締役および各子会社の社長は、当社が必要に応じて開催するトップミーティングにより、基本方針の伝達・確認と情報の共有化を図る。またグループ会社の経営計画の進捗状況および重要課題等について意見交換を行い、グループとして企業価値の最大化を目指す。
 - ウ. 子会社に対しては、当社の監査役および会計監査人が必要に応じて監査を実施する。

- エ. 子会社業務を指導・管理する当社の部署は、子会社から報告を受けて、子会社の職務執行状況を監督する。
- オ. 必要に応じて、子会社ごとに内部統制責任者を選任し、当社の所管部と連携の上、事業の総括的な管理を行う。
- カ. 企業集団内における企業倫理ヘルプラインの整備を進める。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことができる。
- イ. 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分について、監査役会は事前に意見を述べることができ、その意見は尊重されるものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
- ア. 常務会決議事項、その他の経営上重要な事項および子会社の経営上重要な事項は、監査役会に報告すべき事項とし、重大な法令違反または不正行為の事実、もしくは会社に重大な損失を与える事実の発生あるいはそのおそれがある場合は、速やかに報告する。
- (9) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 企業倫理ヘルプラインの取扱いに準じた規程を、子会社を含めて整備する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。
- (11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役会は、社長との意見交換会を定期的に開催する。
- イ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、公認会計士、弁護士等の外部専門家に相談することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 健全な業務運営を維持するために、次のとおり企業行動規範等を整備して、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- (反社会的勢力の排除について)
- 遵守事項
- 暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切の関係を絶つための企業行動について、遵守事項を定める。
- ア. 暴力団追放三不運動の徹底
- ・暴力団を恐れない。
 - ・暴力団に金を出さない。
 - ・暴力団を利用しない。
- イ. 不当要求への組織対応
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、従業員の安全確保を含め、組織全体として対応する。

ウ. 不当要求に対する拒絶

反社会的勢力による、下請参入強要、債務免除要求、貸付要求、利得示談介入行為等、一切の不当要求には、断固として応じない。

エ. 反社会的勢力との取引禁止

反社会的勢力およびその関連団体とは、取引関係を含めて、一切の関係を禁止する。

万一、知らずに取引関係となった場合には、速やかにその取引を終了する。

オ. 外部機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との間に、緊密な連携関係を築く。

カ. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

キ. 不当要求防止責任者の選任・届出

不当な要求による被害を防止するために必要な業務を統括管理する責任者を本社、支店、統括事業所毎に選任し、公安委員会に届出する。必要に応じて各事業所でも選任し、届出する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力からの不当要求に対応するため、不当要求防止責任者を選任し、同時に社内体制、対応マニュアル等を整備する。

(3) 反社会的勢力との関係遮断のための推進事項

ア. 事業に係る契約の相手方が反社会的勢力でないことの確認に努め、もし相手方が反社会的勢力と判明した場合は、催告なく契約解除できるよう、契約を整備する。

イ. 不動産の取引を行う場合は、その不動産が暴力団事務所として利用されないことがないように、契約の整備に努める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方に基づく運用状況>

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の企業理念、行動指針は、全従業員に周知され、コンプライアンス活動状況は、社長を委員長とするN I P P O・C S R委員会へ定期的に報告されています。また、社長は常にC S Rおよびコンプライアンス徹底を呼びかけるメッセージの発信を行っています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係わる文書は社内規程に従い、管理・記録・保存されており、取締役と監査役は、その全てを常時閲覧できます。また、会社は必要な情報を必要な手段を用いて適時開示しています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
責任と権限の明確化を図るため、権限規程、個別リスク管理に関する規程を制定し運用するほか、随時見直しを行っています。また、確立した品質管理体制のもと工事を進めるとともに、非常災害時の事業継続計画も策定し、整備しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度の導入により、取締役の監督機能、執行役員の執行責任の明確化を図り、事業の推進と改善に努めております。また、取締役会は業務執行状況の定期的な報告を受け、これを監督しております。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令遵守のための具体的手順や手続を定めた規程類、マニュアル等を定めるほか、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスの社内教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
とりわけ、当期においては、一連の独占禁止法違反事件を受け、違法行為の再発防止のため、独占禁止法遵守のための基本方針、社内体制、競争事業者との接触を原則禁止すること等を定めた基本規程を制定するとともに、全国の営業担当者を対象とした独占禁止法研修、現業事業所における法令遵守状況のモニタリング（面談調査）を実施しています。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社、子会社と定期的な会合を通して、グループ全体としてのコンプライアンス体制の確保を行い、情報の共有に努めています。子会社に対しては必要な監査の実施および所管部の管理指導により、その状況の把握に努めています。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査部門との連携および秘書室の支援を受け、監査業務に支障をきたしていないことから、監査役から補助者の要請は受けておりません。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
常務会での審議については、開催前に必ず、監査役に対して審議事項の提出を行い、必要に応じて審議案件の細部について説明しています。その他必要に応じあるいは求めに応じ、取締役はその使用人から報告させるとともに、監査役監査計画に基づく往査等に協力しています。
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
企業倫理ヘルプラインの取扱いに準じて運用しています。今後、同システムに関する規程の見直し等も併せて検討していきます。
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は職務の執行に必要な費用は全て負担しています。
- ⑪ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と社長の意見交換会を実施しています。監査役が必要に応じて外部専門家に相談できるようにしています。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づく運用状況>

企業行動規範の「暴力団対策法に関する行動基準」において、不当要求への対応を含め、反社会的勢力の排除に関して明確に定めています。また、本社総務部等の部署で、不当要求防止責任者を選任し、外部専門機関との緊密な連絡体制を構築しています。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	330,754	流 動 負 債	174,354
現 金 預 金	61,810	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	89,696
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	133,661	電 子 記 録 債 務	31,732
電 子 記 録 債 権	5,914	短 期 借 入 金	1,450
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	3,012	未 払 法 人 税 等	9,627
未 成 工 事 支 出 金	18,503	未 成 工 事 受 入 金	16,572
た な 卸 不 動 産	22,759	賞 与 引 当 金	3,818
そ の 他 た な 卸 資 産	2,293	完 成 工 事 補 償 引 当 金	393
短 期 貸 付 金	63,351	工 事 損 失 引 当 金	261
繰 延 税 金 資 産	3,666	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	1,970
そ の 他	16,259	そ の 他	18,830
貸 倒 引 当 金	△478	固 定 負 債	26,882
固 定 資 産	165,427	長 期 借 入 金	1,681
有 形 固 定 資 産	115,262	繰 延 税 金 負 債	6,848
建 物 及 び 構 築 物	27,291	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	86
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,422	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,471
工 具 器 具 及 び 備 品	870	資 産 除 去 債 務	1,391
土 地	62,973	そ の 他	7,404
リ ー ス 資 産	393	負 債 合 計	201,237
建 設 仮 勘 定	10,310	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,015	株 主 資 本	270,986
投 資 そ の 他 の 資 産	48,149	資 本 金	15,324
投 資 有 価 証 券	43,486	資 本 剰 余 金	15,967
長 期 貸 付 金	610	利 益 剰 余 金	239,928
繰 延 税 金 資 産	1,686	自 己 株 式	△234
そ の 他	3,231	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	17,512
貸 倒 引 当 金	△865	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,328
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△815
		非 支 配 株 主 持 分	6,446
		純 資 産 合 計	294,944
資 産 合 計	496,182	負 債 純 資 産 合 計	496,182

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		393,614
販売費		325,355
営業外		68,259
受取		24,137
受取		44,121
分法	118	
動	1,022	
バ	371	
テ	120	
の	291	
の	374	2,298
外		
形	43	
受	0	
動	69	
産	54	
替	394	
の	57	620
常		45,799
利		
別		
利	130	
益	348	479
益		
損	295	
失	92	
損	1,225	
失	38	
引	815	
当	2	2,469
金		43,809
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
利		
益		
税		
法		
人		
税		
及		
び		
事		
業		
税		
額		
調		
整		
額		
13,738		14,186
447		29,623
		1,104
		28,518

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,324	15,916	214,782	△221	245,802
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,168		△4,168
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			28,518		28,518
自 己 株 式 の 取 得				△12	△12
連 結 範 囲 の 変 動			795		795
そ の 他		51			51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	51	25,145	△12	25,183
当 期 末 残 高	15,324	15,967	239,928	△234	270,986

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	18,025	△2	△1,565	16,457	5,378	267,638
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－		△4,168
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				－		28,518
自 己 株 式 の 取 得				－		△12
連 結 範 囲 の 変 動				－		795
そ の 他				－		51
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	302	2	749	1,054	1,067	2,122
当 期 変 動 額 合 計	302	2	749	1,054	1,067	27,306
当 期 末 残 高	18,328	△0	△815	17,512	6,446	294,944

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
流動資産	222,698	流動負債	111,876		
現金預手入金	21,753	支払手形	10,769		
受取掛金	9,400	工事未払金	27,110		
完成工事未収入金	58,138	買掛金	8,916		
売掛金	20,521	電子記録債権	22,949		
電販子記用不	4,907	リース債権	533		
製成品	4,408	未払費用	9,894		
未開成工事等支出金	156	未払法人税等	1,102		
開発事業等支出金	4,175	未成工事受入金	6,318		
工クイテイ出資	18,299	賞与引当金	4,381		
材料貯蔵品	3,609	完工工事補償引当金	2,966		
短期貸付金	761	完工工事損失引当金	227		
未収入金	59,946	独占禁止法関連損失引当金	141		
有償支給未収入金	3,154	その他の負債	1,970		
繰延税金資産	4,629	固定負債	18,676		
繰延税金負債	2,343	リース負債	1,210		
の引当金	6,910	繰延税金負債	1,210		
△418	△418	退職給付引当金	6,889		
固定資産	157,955	預り保証金	2,835		
有形固定資産	110,167	資産除却債	6,351		
建物・構築物	24,928	その他の負債	1,383		
機械・運搬具	11,891		6		
工具器具・備品	740	負債合計	130,553		
土地	61,081	純資産の部			
建設仮勘定	1,458	株主資本	232,524		
10,066	1,458	資本金	15,324		
無形固定資産	1,889	資本剰余金	15,916		
投資その他の資産	45,897	資本準備金	15,913		
投資有価証券	29,382	その他資本剰余金	2		
関係会社株式・関係会社出資	14,190	利益剰余金	201,517		
長期貸付金	692	利益準備金	3,731		
破産更生債権	39	その他利益剰余金	197,786		
長期前払費用	153	特別償却準備金	42		
の引当金	1,705	固定資産圧縮積立金	1,164		
△265	△265	別途積立金	171,450		
		繰越利益剰余金	25,129		
		自己株式	△234		
		評価・換算差額等	17,575		
		その他有価証券評価差額金	17,575		
資産合計	380,653	純資産合計	250,099		
		負債純資産合計	380,653		

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当 期 首 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	67	1,165	155,450	24,698	185,111	△221	216,131
当 期 変 動 額												
特別償却準備金の取崩						△24			24	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△1		1	-		-
別 途 積 立 金 の 積 立								16,000	△16,000	-		-
剰 余 金 の 配 当									△4,168	△4,168		△4,168
当 期 純 利 益									20,574	20,574		20,574
自己株式の取得										-	△12	△12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△24	△1	16,000	431	16,405	△12	16,392
当 期 末 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	42	1,164	171,450	25,129	201,517	△234	232,524

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	17,192	17,192	233,323
当 期 変 動 額			
特別償却準備金の取崩		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-	-
別 途 積 立 金 の 積 立		-	-
剰 余 金 の 配 当		-	△4,168
当 期 純 利 益		-	20,574
自己株式の取得		-	△12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	382	382	382
当 期 変 動 額 合 計	382	382	16,775
当 期 末 残 高	17,575	17,575	250,099

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社N I P P O
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N I P P Oの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N I P P O及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社NIPPON
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NIPPONの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、各監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告記載の独占禁止法違反事件については、再発防止策の実施と法令遵守および企業倫理の一層の強化・徹底に努めていくことを確認してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

株式会社NIPPON 監査役会

常勤監査役 傍 田 明 夫 ㊟

常勤監査役 吉 田 泰 磨 ㊟

常勤監査役 吉 村 泰次郎 ㊟

監 査 役 石 田 祐 幸 ㊟

(注) 常勤監査役吉田泰磨および監査役石田祐幸は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円（普通配当35円）
総額4,168,326,645円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 16,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 16,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	みずしまかずのり 水島和紀 (昭和21年1月14日)	昭和43年4月 当社入社 平成13年4月 当社関東第二支店長 平成15年6月 当社取締役 平成16年4月 当社東北支店長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務取締役、専務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長 平成26年6月 当社代表取締役会長（現任）	5,039株
		<p>【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>	
2	いわたひろみ 岩田裕美 (昭和24年11月21日)	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社環境営業部長 平成18年4月 当社PFI推進部長 平成19年4月 当社中部支店長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員 平成26年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現任）	1,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	たか ほん あき つぐ 高橋 章次 (昭和29年10月18日)	昭和54年4月 日本石油株式会社入社 平成15年4月 新日本石油株式会社総合企画部副部長 政策室長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 執行役員統合推進部長 平成24年6月 JX日鉱日石エネルギー株式会社取締役、常務執行 役員 平成26年6月 当社取締役、専務執行役員 開発事業部、PFI推進部 管掌 平成28年6月 当社代表取締役、執行役員副社長 営業第二本部長 PFI推進部 管掌 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。			
4	よし かわ よし かず 吉川 芳和 (昭和30年7月6日)	昭和54年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員北海道支店長 平成27年4月 当社常務執行役員建築事業統括部長 平成27年6月 当社取締役、常務執行役員 総合技術部、エンジニアリング部、建築事業統括部 (*)、海外支店 管掌 *平成28年4月より建築事業企画室、建築部に改組。 平成28年6月 当社代表取締役、常務執行役員 技術本部長、建築事業本部長、開発事業本部長 環境安全・品質保証部、海外支店 管掌 (現任)	3,000株
【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	ばばよしお 馬場義雄 (昭和31年1月7日)	昭和53年4月 当社入社 平成20年4月 当社工事部長 平成24年4月 当社執行役員九州支店長 平成27年4月 当社常務執行役員合材部長 平成28年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社取締役、常務執行役員 舗装事業本部長 購買室 管掌 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の中核事業である工事、合材事業に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。			
6	みやぎまさひろ 宮崎匡弘 (昭和32年1月12日)	昭和54年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員関東第二支店長 平成28年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社取締役、常務執行役員 営業第一本部長 平成29年4月 当社取締役、常務執行役員 営業第一本部長、営業第一部長 (現任)	1,348株
【取締役候補者とした理由】 当社の本・支店の営業活動全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。			
7	はしちとゆうじ 橋本祐司 (昭和31年8月24日)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社企画部長 平成26年4月 当社執行役員企画部長 平成28年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社取締役、常務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌 平成29年4月 当社取締役、常務執行役員 管理本部長 企画部 管掌 (現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の経営企画業務全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
8	かわ だ じゅん いち ※川 田 順 一 (昭和30年9月26日)	昭和53年4月 日本石油株式会社入社 平成19年6月 新日本石油株式会社 執行役員 平成22年4月 J Xホールディングス株式会社 取締役、常務執行役員 平成27年6月 同社取締役、副社長執行役員 平成29年4月 J X T Gホールディングス株式会社 取締役、副社長執行役員 社長補佐 秘書部、総務部、法務部 管掌(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 J X T Gホールディングス株式会社の取締役、副社長執行役員として企業経営等に関する豊富な知見と経験を有し、また、一般社団法人日本経済団体連合会等での活動を通じて、企業関係法制、コーポレートガバナンスに関する事項にも広く精通しており、当社の様々な経営課題に対する大所高所からの貴重な指導・助言を通じ、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献することが期待されるため。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	きむら つとむ 木村 孟 (昭和13年3月8日)	昭和36年4月 当社入社 昭和40年6月 当社退社 東京工業大学理工学部 助手 昭和57年3月 同大学工学部 教授 平成5年10月 同大学 学長 平成9年10月 ケンブリッジ大学招聘研究員 平成10年3月 東京工業大学 定年退官 同大学 名誉教授 平成10年4月 学位授与機構 機構長 平成21年3月 独立行政法人大学評価・学位授与機構 任期満了退職 平成21年4月 文部科学省顧問 独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 平成24年9月 当社顧問 平成27年3月 文部科学省 退職 平成27年4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構顧問 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 顧問(現任)	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社経営に対して有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知見を有していると認められるため。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	うえだむねあき ※上田宗央 (昭和23年1月1日)	昭和46年4月 ブリistolマイヤーズ株式会社入社 昭和58年8月 株式会社テンポラリーセンター入社 昭和63年1月 株式会社パソナ 常務取締役国際事業部長 兼 事業開発部長 兼 株式会社パソナアメリカ 代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ 代表取締役社長 平成16年10月 株式会社プロフェッショナルバンク 代表取締役社長 平成19年4月 同社 代表取締役会長 (現任) 平成21年10月 株式会社アッチェ 代表取締役社長 平成23年6月 同社 非常勤取締役 (現任) ITホールディングス株式会社 社外監査役 平成28年7月 TIS株式会社 社外監査役 (現任)	2,000株
【社外取締役候補者とした理由】 株式会社パソナをはじめとする企業の経営を通じ、会社トップとしての豊富な知見と経験を有しており、建設業界以外の視点に立った経営に対する有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知識を有していると認められるため。			

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 取締役候補者川田順一氏、取締役候補者木村孟氏、同じく上田宗央氏が選任された場合には、当社は当該三氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結する予定です。
4. 木村孟氏および上田宗央氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者木村孟氏について
- 木村孟氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - 当社は、同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届け出ており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、独立役員としての届出を継続いたします。
 - 同氏は、平成10年4月から平成21年3月まで独立行政法人大学評価・学位授与機構(現 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)の機構長を務めておりました。当社は同機構に対して平成13年より平成29年まで学術研究助成を目的とした寄附を行っておりますが、その額は僅少であります。
 - 当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は平成27年6月の取締役就任時まで当該事実を認識しておりませんが、就任後は法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者上田宗央氏について
- 当社は、同氏が取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届出をする予定です。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会の終結の時をもって、常勤監査役傍田明夫氏および吉田泰磨氏、監査役石田祐幸氏は任期満了となります。

つきましては、新任監査役候補2名を含む、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	よしだ やす まろ 吉田 泰磨 (昭和31年8月11日)	昭和55年4月 日本石油株式会社入社 平成15年4月 新日本石油株式会社経理部副部長 平成18年4月 同社内部統制プロジェクト室長 平成22年7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社経理部長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 日本石油株式会社(当時)入社以降、経理部門および内部統制部門を担当し、財務および会計等に関する豊富な識見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行する資質を有していると認められるため。		
2	かみ やま まこと ※神山 誠 (昭和30年9月22日)	昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 当社中部支店総務部長 平成24年4月 当社内部統制部長 平成29年4月 当社法務部理事(現任)	0株
	【監査役候補者とした理由】 当社入社以降、経理部門および内部統制部門を担当し、財務および会計等に関する豊富な識見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行する資質を有していると認められるため。		
3	いしだ ゆう こう 石田 祐幸 (昭和19年5月27日)	昭和45年4月 経済企画庁入庁 平成7年6月 経済企画庁長官官房企画課長 平成8年7月 国土庁長官官房審議官 平成11年7月 参議院総務委員会調査室長 平成13年7月 参議院財政金融委員会調査室長 平成16年8月 日本生活協同組合連合会 平成20年1月 株式会社伊藤園顧問 平成21年6月 当社監査役(現任)	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 参議院総務および財政金融委員会の調査室長を経験し、豊富な経験と専門的な知識を活かし、監査役として客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための資質を有していると認められるため。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	※ ^{とま} 苦 ^べ 米 ^ち 地 ^{くに} 邦 ^お 男 (昭和25年8月18日)	昭和44年4月 札幌国税局入局 平成12年7月 芝税務署副署長 平成17年7月 東京国税局総務部考査課長 平成19年7月 東京国税局課税第一部課税総括課長 平成21年7月 東京国税局調査第二部長 平成23年8月 苫米地税理士事務所開業 平成28年9月 工藤建設株式会社社外監査役(現任) 平成28年12月 扶桑電通株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 東京国税局調査第二部長を経験し、豊富な経験と税務全般の専門知識を活かし、監査役として客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための資質を有していると認められるため。</p>			

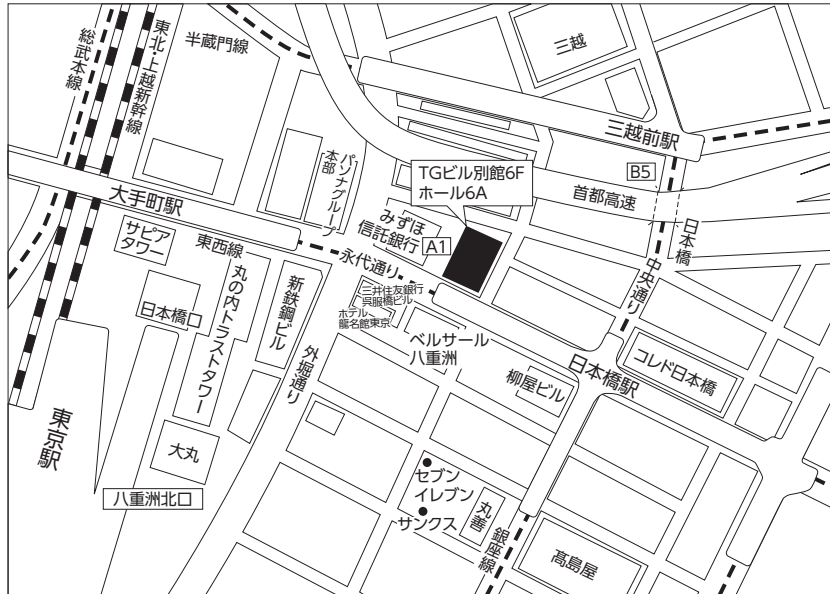
- (注)
- ※は新任監査役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
 - 常勤監査役候補者の吉田泰磨氏、神山誠氏、監査役候補者の石田祐幸氏、苫米地邦男氏が選任された場合には、当社は、当該四氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結する予定です。
 - 吉田泰磨氏、石田祐幸氏および苫米地邦男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
 - 社外監査役候補者吉田泰磨氏について
 - 吉田泰磨氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。違反行為の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止に向けた取り組みの提言を行うなど、その職責を果たしております。
 - 社外監査役候補者石田祐幸氏について
 - 石田祐幸氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - 当社は、同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
 - 当社における一連の独占禁止法違反事件につきまして、同氏は違反行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。違反行為の判明後は、当該事実の徹底した調査および再発防止に向けた取り組みの提言を行うなど、その職責を果たしております。
 - 社外監査役候補者苫米地邦男氏について
 - 当社は、同氏が監査役に選任され就任した場合には、東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届出をする予定です。
 - 当社は、平成24年9月より平成29年5月まで、同氏を非常勤の顧問税理士として業務を委嘱しておりましたが、その額は僅少であります。

以上

〈メモ欄〉

〈会場のご案内〉

会場 東京都中央区八重洲一丁目2番16号
TGビル別館6F ホール6A
電話 (03) 3563-6751 (代表)



〈交通のご案内〉

- ① JR東京駅（日本橋口）より徒歩4分
- ② 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅（A1口）より徒歩1分
- ③ 東京メトロ銀座線・半蔵門線 三越前駅（B5口）より徒歩3分

〈お願い〉 お車でのご来場はご遠慮ください。